

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置														
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税30)(登録免許税:外) (地方税31)(不動産取得税:外)														
		② 上記以外の税目	—														
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】														
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="width: 15%;">通常税率</th> <th style="width: 15%;">計画認定による軽減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: left;">不動産の所有権 移転の登記</td> <td style="width: 30%;">合併による移転の 登記</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>分割による移転の 登記</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>その他の原因による 移転の登記</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《要望の内容》 適用期限を2年延長する(令和4年3月31日まで)</p> <p>《関係条項》 (登録免許税)租税特別措置法第80条第3項 (不動産取得税)地方税法附則第11条第16項、地方税法施行令第7条第23項</p>			通常税率	計画認定による軽減税率	不動産の所有権 移転の登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%	その他の原因による 移転の登記	2.0%	1.6%
		通常税率	計画認定による軽減税率														
不動産の所有権 移転の登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%														
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%														
	その他の原因による 移転の登記	2.0%	1.6%														
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課														
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年度～令和3年度														
7	創設年度及び改正経緯		平成30年度 創設														
8	適用又は延長期間		令和3年度末まで														
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>														

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p><参考>「成長戦力実行計画」（令和元年6月21日）</p> <p>第4章 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>(2)新たに講ずる具体的施策</p> <p>ii)新陳代謝の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けた負担</p>

			を軽減させることで第三者への事業承継を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる事となる。
10	有効性等	① 適用数	<p><登録免許税> 平成30年度 7件(平成30年7月～平成31年3月末の実績) 令和元年度 9件(推計) 令和2年度 9件(推計) 令和3年度 9件(推計)</p> <p><不動産取得税> 平成30年度 4件(平成30年7月～平成31年3月末の実績) 令和元年度 5件(推計) 令和2年度 5件(推計) 令和3年度 5件(推計)</p> <p>※いずれも、平成30年度実績を1年間に拡大推計。</p>
		② 適用額	<p><登録免許税> 平成30年度 9,250万円(平成30年7月～平成31年3月末の実績から推計) 令和元年度 123百円(推計) 令和2年度 123百円(推計) 令和3年度 123百万円(推計)</p> <p><不動産取得税> 平成30年度 3,176万円(平成30年7月～平成31年3月末の実績から推計) 令和元年度 4,234万円(推計) 令和2年度 4,234万円(推計) 令和3年度 4,234万円(推計)</p> <p>※いずれも、平成30年度実績を1年間に拡大推計。</p>
		③ 減収額	適用額に同じ。

	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者附則を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <div data-bbox="603 544 1394 1057"> <p>休廃業・解散件数の推移</p> <table border="1"> <caption>休廃業・解散件数の推移 (件)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>約35,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>約34,000</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>約38,000</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>約42,000</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>約42,000</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>46,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」 (注)1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。 2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</p> </div> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる事となる。</p>	年	件数	13	約35,000	14	約34,000	15	約38,000	16	約42,000	17	約42,000	18	46,724
年	件数															
13	約35,000															
14	約34,000															
15	約38,000															
16	約42,000															
17	約42,000															
18	46,724															
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。</p>														
<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業・小規模事業者の全てに政策効果が行き渡り得る税制による措置を講ずることが適当。</p> <p>後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置している。</p>														

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがあるとされており、措置を講じなければ地域経済にも大きな影響が生ずることが見込まれることから、本税制措置の創設は地方公共団体にとっても重要。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の見直し	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税31)(相続税:外、贈与税:外)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>平成30年度税制改正において各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われ、平成31年度税制改正においても認定申請時・各種報告時の手続きの見直し等が行われた。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>より一層の活用促進を図るべく、民法改正(遺留分)を踏まえた確定事由の適正化その他の所要の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第70条の7から第70条の7の8まで、租税特別措置法施行令第40条の8から第40条の8の8まで、租税特別措置法施行規則第23条の9から第23条の12の5まで</p>	
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年～令和3年	
7	創設年度及び改正経緯	平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成18年度改正 物納手続の改善 平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成25年度改正 親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任	

			<p>要件に変更等</p> <p>平成27年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成29年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p> <p>平成30年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充</p> <p>平成31年度改正 贈与税の納税猶予における年齢要件の引き下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類の不要化</p>
8	適用又は延長期間		期限の定めなし(特例措置については令和9年12月31日まで)。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事業承継の一層の円滑化により経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては雇用の維持や地域経済の活性化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・中小企業基本法(抜粋)</p> <p>第24条</p> <p>4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済</p> <p>事業環境整備</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業承継の一層の円滑化により経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては雇用の維持や地域経済の活性化を実現する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。</p> <p>適用見込み 約3,000件/年(平成30年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定)</p>

		② 適用額	—														
		③ 減収額	—														
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台で推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <div data-bbox="603 696 1394 1211" data-label="Figure"> <p>休廃業・解散件数の推移</p> <table border="1"> <caption>休廃業・解散件数の推移 (件)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>~35,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>~33,000</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>~37,000</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>~41,000</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>~41,000</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>46,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」 (注)1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。 2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</p> </div> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成30年度税制改正における抜本拡充以来、特例承継計画の提出件数は2,931件(平成30年4月から平成31年3月の間の集計)となっており、事業承継に一定の貢献をしてきた。</p>	年	件数	13	~35,000	14	~33,000	15	~37,000	16	~41,000	17	~41,000	18	46,724
年	件数																
13	~35,000																
14	~33,000																
15	~37,000																
16	~41,000																
17	~41,000																
18	46,724																
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。</p>														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。</p>														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <p><法律> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 208件(平成31年3月末時点) 金融支援 144件(平成30年8月末時点)</p>														

			<p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・世代交代集中支援事業(平成 30 年度補正予算(50 億円)) ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業(平成 31 年度当初予算(61.1 億円)) <p>これらに加え、税制措置も含めた総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税32・地方税23(自動連動)) (法人税:義、法人住民税、事業税:義)
		② 上記以外の税目	(国税32・地方税23(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 親族以外の第三者に対して事業承継を行う際に生ずる税負担や資金繰り負担を緩和することにより、事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。
			《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：令和2年～令和12年3月31日
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和11年度末まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 昨年に法人版事業承継税制を抜本的に拡充し、本年は個人版事業承継税制を創設することで、主として親族内での事業承継を後押しする税制が措置されたところではあるが、後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る

《政策目的の根拠》

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。

このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ。他方、これらの税制措置は後継者が存在する中小企業の事業承継の後押しについて有効な措置ではあるが、後継者不在の中小企業はこれらの税制措置を活用することができない。

事業承継の準備を早期に進める必要がある、60代の経営者が経営する中小企業について見てみると、後継者不在率は5割を超えているというデータも存在することから、これらの後継者不在の中小企業についても事業承継を促進することが必要。事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。

実際、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンの維持・発展につながっているケースも近年見られる。また、経営者の年齢が若いと売上高等の業績が改善される傾向にあること、M&Aを実施した中小企業の多くは販路拡大や利益率の向上といった成果を実現できていること等から、次世代への経営の引継ぎを促進することは、地域経済の活性化や雇用の維持にも繋がるものと考えられる。

こうした第三者への事業承継がより活発に行われるインセンティブを設けることにより、次世代への経営の引継ぎを加速させることが必要不可欠。

○「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日）

第4章 人口減少下での地方施策の強化

6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 新陳代謝の促進

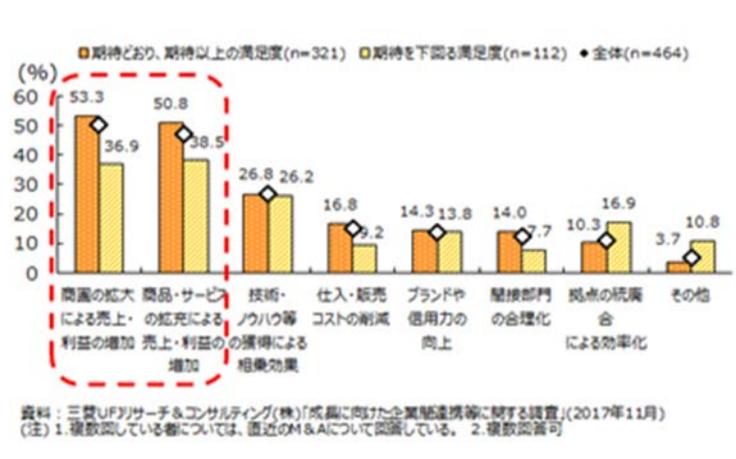
- ・ 2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

○2018年時点における代表者の年代別後継者不在率

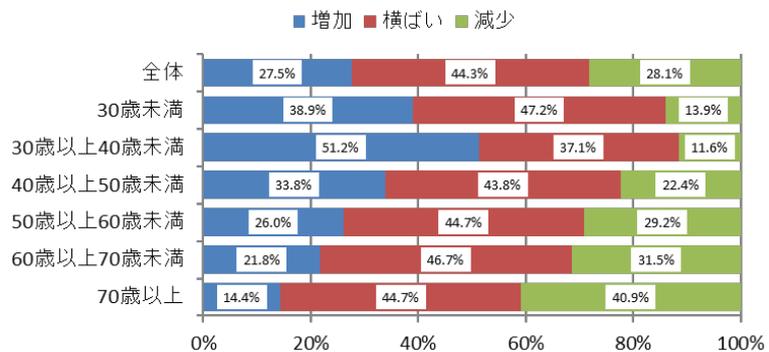
代表者年代	後継者不在率 (2018年)
30代未満	94.1
30代	92.7
40代	88.2
50代	74.8
60代	52.3
70代	42.0
80代以上	33.2
平均	66.4

(出典) 帝国データバンク 全国後継者不在企業動向調査 (2018年)

○M & A実施の具体的効果



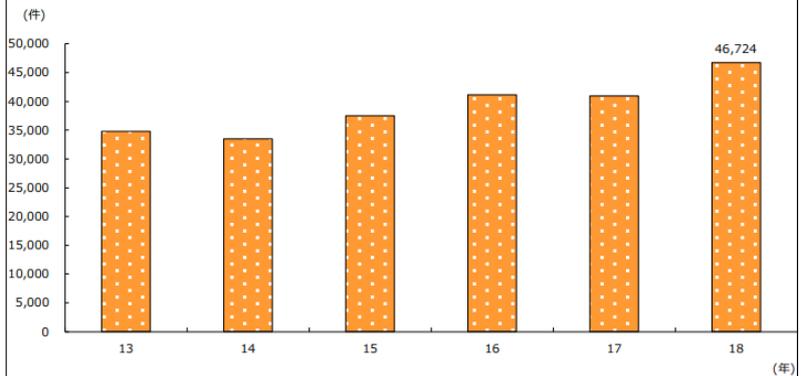
○経営者年齢別に見た売上高の傾向



(出典) 平成28年度中小企業庁委託調査

		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 現状を放置すれば後継者不在により廃業せざるを得ない中小企業数は増加し、地域経済や雇用への悪影響が見込まれるが、第三者に対して事業を承継することに対してインセンティブを設けることで第三者による事業承継が促進されれば、事業の存続や新しい経営者の下での更なる事業の発展を見込むことができると考えられる。</p>
10	有効性等	① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
		③ 減収額	精査中
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。この傾向は、今後10年の間に経営者の平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者の数が約245万人となることを踏まえると、今後も増加傾向にあることが見込まれる。</p> <p>経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続や更なる発展を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p>

休業・解散件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休業・解散企業」動向調査」

(注)1.休業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。

2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたインセンティブを設けることで第三者への事業承継を促進するもの。それによって、本来であれば廃業せざるをえなかった事業が新しい経営者に引き継がれることで当該事業の存続や更なる発展が見込まれ、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる。

⑤ 税収減を是認する理由等

《減収減を是認するような効果の有無》

後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

税制措置は、①要件を満たす中小企業・小規模事業者が広く利用を検討できること、②応募期間や予算枠等の関係で制約の多い補助金と異なり、機動的な利用を検討できること、③事業承継の当事者に発生する税負担や資金繰り負担を直接的に緩和できること等の理由から、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するためには租税特別措置等によることが適当

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置している。

③ 地方公共団体が協力する相当性

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22

			<p>兆円の GDP が失われるおそれがあるとされており、措置を講じなければ地域経済にも大きな影響が生ずることが見込まれる。</p> <p>本税制措置により法人税や所得税に減収が発生すれば、それに連動して住民税や事業税についても減収が発生することになるが、廃業するはずだった事業が新たな経営者の下で存続し、更なる発展を経る可能性もあり、地方税収の維持や増進に寄与する。したがって、本税制措置の創設は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—